

会 議 錄

会議の名称	令和6年度第1回滑川町総合振興計画審議会
開催日時	令和6年11月28日（木） 14時00分～15時30分
開催場所	中会議室
出席者	小林孝男会長、上野憲子副会長、吉野正浩委員、北堀高茂委員、 小林健治委員、吉野さつき委員、井上章委員、吉野晴夫委員、 野澤三智子委員、宮島敏委員、山下恵美子委員 <事務局> 大塚信一町長 総務政策課：篠崎仁志課長、奥野忠副課長、久保島賢副主幹、波多江美主任 株式会社都市環境計画研究所 山添、澤田
会議内容	1 開会 2 委嘱状交付 3 町長あいさつ 4 委員紹介 5 会長・副会長選出・挨拶 6 質問 7 協議 （1）第6次滑川町総合振興計画 策定基本方針（案）について （2）町民アンケートおよびワークショップの実施について 8 その他 ・策定スケジュール 9 閉会
会議資料	・次第 ・資料 ・参考資料
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 会議録の配布
その他の必要事項	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 開会

事務局： それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。只今より、第1回滑川町総合振興計画審議会を始めさせていただきます。

それでは本日の次第に基づきまして進めさせていただきます。

2. 委嘱状交付

事務局： 次第の2.委嘱状の交付ですが、まず、委員の構成につきまして説明させていただきます。参考資料1の滑川町総合振興計画審議会条例 第3条にあります、各委員の皆様と、学識経験者の3名、それから一般公募による5名、合計15名の委員さんで構成されることになっておりますが、都市計画審議会の委員について、現在は委嘱されていない状況ですので、空席となっております。委嘱されましたら、この審議会にも推薦いただき、追加で委嘱したいと思っておりますのでご了承ください。また、一般公募の委員については、5名で募集した結果2名の方の応募がございました。参考資料2は、審議会委員名簿となっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、町長から皆様に委嘱状をお渡しますので、こちらで名前をお呼びした方は、その場でご起立をいただき、お受け取りいただきたいと思います。

《委嘱状交付》

ありがとうございました。

以上をもちまして、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

3. 町長あいさつ

事務局： 続いて次第3.町長挨拶です。それでは、大塚町長お願いいいたします。

大塚町長： それでは、改めまして、みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、第6次滑川町総合振興計画基本構想前期基本計画の策定に関する第1回審議でお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。先ほどは委嘱申し上げましたが、大変な作業だとは思いますけれど、よろしくお願いしたいと思っております。私も、町職員として、第5次滑川町総合振興計画前期基本計画の策定に携わったことがあります。当時の吉田前町長が審議会のときに言ったことを、未だに覚えています。町は様々な計画に基づいて仕事をする「計画行政」であり、その中で総合振興計画は最上位計画で、それに基づいて行政を前に進めていく

のである、ということを吉田前町長から聞いた覚えがあります。

まさしく私もその通りだと思います。いろいろな計画があり、それに準じて仕事をしていくというのが本来の形だと思います。ただ、私も町長になって3年目になります。その中で自分なりの様々な公約を掲げました。町の総合振興計画等も頭に入れながら、公約を立てました。総合振興計画というのは、第6次になるわけですが、そこまで来る間に、いろいろな夢を描いて実現できなかつたものがあるわけです。また、その時々、その時代に合ったものをどんどん取り入れていかないといけない、ということもある中で、私も今までできなかつたことも、新たにやりたいということで、公約として掲げさせていただきました。

ただ一部では、町の計画にないものを公約に掲げて推進するのはいかがなものかという反対意見もありました。今でも反対している方もおります。ただ、それでは何のために行政のトップが変わるのか、という考えもあります。まさに、私達の仲間の中では、計画はあるけれど、新たに当選した町長が打ち出した公約は、さらにそれを上回るだけの効果があるという考え方を持っています。ただし、町の考え方としてそれを執行する以上は、いろいろな方の意見を聞きながら、それから町の執行部の考え方を入れながら、議会等に提案し、前に進むことが必要です。それはもう既に公約ではなく、町の考え方だということを、私は何度も言っています。なかなか未だにですね、公約なんて関係ないんじゃないとかという厳しいご意見もあります。しかしながら、私は今回、公約で出したものについては、一つずつ確実に進めさせていただくということでやらせていただいております。最初に申し上げた「計画行政」と言いながら、なぜそういうことをするのか、こともありますけど、やはり今現在、5年スパンで物事を考えると、単年度で大きく変わってしまうところもあるわけです。ですからそこは、その都度、時点修正などを考えています。いちいちその計画を、全部もう1回作り直すということはできないですから。その都度時点修正をしながら、皆さんの理解を得ながら進めていく考えであります。今回の第6次の総合振興計画につきましては、やはり総論的な意見が増えてくるとは思います。そういったところも加味しながら、後で見たときに、この行間ににじみ出ているな、と思えるような総合振興計画を作っていただきたい、というのが私の望みでございます。非常に口で言うのは簡単ですが、ぜひ、皆さんに慎重審議をいただく中で、素晴らしい総合振興計画を作っていただきたいという思いでございますので、よろしくお願いして、私の挨拶に代えさせていただきたいと思います。本日は大変お疲れ様です。よろしくお願いします。

4. 委員自己紹介

事務局 ありがとうございました。続きまして審議会委員の自己紹介ということでお

願いしたいと思います。

《委員自己紹介》

ありがとうございました。

続いて事務局と、今回の第6次滑川町総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定の受託業者であります、株式会社都市環境計画研究所の方の自己紹介をさせていただきます。

《事務局自己紹介》

5. 会長・副会長選出・挨拶

事務局： 次に、会長・副会長の選出でございます。

お手元にお配りしております、「参考資料1 滑川町総合振興計画審議会条例」の第4条をご覧ください。「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」とあります。会長が選出されるまでの間、大塚町長に座長となっていただきまして、選出していただきたいと思います。

大塚町長、よろしくお願ひいたします

大塚町長： 事務局の説明の通り、会長、副会長の選出をいただくまで、私の方で座長を務めさせていただきたいと思います。それでは、まず会長の選出から参りたいと思います。

選出につきまして、どなたか、ご意見があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

吉野委員： 本審議会の会長、副会長の選定については、事務局の方で案があればそれを出していただきて、それを審議した方が素早く決まっていいと思います。

山下委員： 立候補されてもいいと思います。やりたい人いらっしゃれば、それが一番いいと思います。

大塚町長： 吉野委員から提案がありました方法で皆さんの同意が得られれば、それで進みたいと思いますけどいかがでしょうか。あまり立候補する方もいらっしゃらないと思いますので。

事務局： 事務局といたしましては、小林孝男委員に会長を、上野憲子委員に副会長をお願いしたいと考えております。

大塚町長： ただいま事務局案の提示がありました。ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

《拍手》

全員の拍手がいただけましたので、会長につきましては小林孝男さんに、副会長につきましては、上野憲子さんにお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、皆様のご承認が得られたということで、会長は小林孝男様、副会長は上野憲子様にお願いいたします。

事務局： 小林会長、上野副会長は、会長・副会長席の方へお移りいただきたいと思います。

ここで、ただ今選出された会長の小林様と、副会長の上野様に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

小林会長： 改めまして皆さんこんにちは。ただいま会長に就任いたしました小林と申します。学識もなく、このような場所は大変不慣れございますけども、皆様方のご協力をいただきながら、務めさせていただきたいと存じております。

この後、町長から諮問されるわけでございますけれども、委員の皆様におかれましては、それぞれ専門的な立場から、あるいはあらゆる角度から、いろいろな意見を出していただき、議論する中で、第6次滑川町総合振興計画基本構想、前期基本計画が策定されますよう、皆様もご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

上野副会長： 副会長ということでご指名された上野と申します。今私のいる場所地域には、長寿会があります。この学識経験というよりも、高齢者の代表として、いろいろな見方をさせていただけたらいいと思っています。今回、小林孝男委員とセットになっていて、これまでいろいろ助けていただいた方なので、小林孝男委員がいるのであれば断れない、ということでお引き受けすることになりました。どの程度サポートできるかわからないのですが、皆様のお力の中でいい計画ができたらと思います。

事務局： ありがとうございました。よろしくお願いします。

6. 諒問書伝達

事務局： それでは、本審議会に対しまして、滑川町総合振興計画審議会条例の第2条に基づき審議会に対する「諒問」を、町長からさせていただきます。代表して会長にお受け取りいただきます。

《諒問》

小林会長： 委員を代表しまして頂戴いたします。

事務局： 只今、町長から、本審議会に対しまして諒問がなされました。委員の皆様には、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。
ここからの進行は、会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、町長につきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきますので、ご了承願います。

7. 協議

(1) 第6次滑川町総合振興計画 策定方針（案）について

小林会長： それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、最初の議事「(1) 第6次滑川町総合振興計画 策定基本方針（案）について」であります。事務局より説明をお願いします

《事務局説明》

小林会長： ただいま事務局より「(1) 第6次滑川町総合振興計画 策定基本方針（案）について」の説明がありました。この時点でご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

吉野委員： 以前から総合振興計画というのはあったと思いますが、最近、まち・ひと・しごと創生総合戦略が出てきたわけです。見るとルールも違うのですが、総合振興計画とまち・ひと・しごと総合戦略が、それぞれ同列になっています。

8ページを見ますと、構成も重なっていて、総合振興計画とどのように総合戦略がリンクしていくのか、上位計画というのはどっちなんだろう、というのがこれでは分からぬ。昔は総合振興計画がトップで、その他は下の計画として位置づけられていた。

今回、並行していく、何を作るのかもよくわからぬので、具体的に丁寧に説明していただければと思います。

事務局： 総務政策課久保島の方から説明いたします。こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略というものが、今から10年ほど前に、国の方で法が制定されまして、いわゆる地方創生というキャッチフレーズで始まっております。そういったところで、皆さんご存知だと思いますが、その中で、総合戦略というものを作つて、都心に人が集まらないように、各地方で仕事を作つたり、あとは結婚できる環境を整えたりとかで、魅力あるまちづくりを進めるように、ということで国の指針で、この総合戦略というものが始まったという経緯がございます。

当初は別の計画ということで、総合振興計画が第4次の後期があり、それとは別に第1期のまち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。両方進行管理をしていく中で、町おこしという方向性がほとんど同じ二つの計画があつて、同じようなことが書いてあって、同じ職員は別々に進行管理することになり、それが対外的にわかりにくく感じまして、同じことをやって、同じような評価を別にする、という事に対する疑問も職員の中ありました。であれば、一本化することになりました。総合振興計画が最上位というの町として

もそういった認識でやっております。総合戦略というのはその中の一部分を指すというところで捉えています。例えば人が集まるようにする、町の魅力発信などというのは、この町の行政の一部分でありますので、総合振興計画の中の一部分を総合戦略という扱いで、今の計画を作り出させていただいております。

今も合冊になっていて、重点施策の41ページに重点施策の構成ということで、プロジェクトが6つ書いてございます。これが総合振興計画の中で重点的に進めていこうというプロジェクトになるわけですが、この中のプロジェクト1から4は、これがいわゆる総合戦略にあたります、という構成になっております。今の滑川町のスタンスからすると、最上位の総合振興計画があり、こちらで町の行政の全体の方針を決めています。その中で、まち・ひと・しごと総合戦略ということで人を集めたり、雇用を生んだり、子どもを育てる環境を作ったり、というのをその中で重点施策として定めているという構成になっております。

今は、デジタル田園都市国家構想ということで国の方で進めておりまして、それが、このまち・ひと・しごとの後の計画になります。これについても当然、今回の総合振興計画の中に盛り込んでいかなくてはいけない、というところは考えておりますので、また2つの計画が1つになるような構成で策定をしていきたいというふうに考えております。

策定体制のお話ですが、総合振興計画の体制があり、まち・ひと・しごとの体制があるというところで、国の方でまち・ひと・しごとの策定体制、マニュアルが出ております。こういう人を委員にして、審議会を開いてくださいというようなお話がありますので、それに則って委員を選んでいくと、やはり少し、総合振興計画の審議会とは少し視点がずれた形で行政が入ったり、あとは金融機関が入ったりとかがあります。そういうところで、総合振興計画の審議会では総合振興計画全体を審議して、まち・ひと・しごとの審議会では、地方創生の部分を特化して審議していくというような、そういう分け方で体制を考えております。

吉野委員：逆に言えば、昔は2つあって、冊子も2つあったけれど、あれがおかしいということで、今後はこの1つにしてその中でこの2つをやっていくということになるわけですね。わかりました。

小林会長：よろしいですか他にございませんか。

宮島委員：同じような質問で恐縮ですけれども、8ページに策定体制の資料がありまして、上方の墨色で書かれている右側には「まち・ひと・しごと創生推進本部」と書いてありますけれども、その下に行きますと「まち・ひと・しごと推進審議会」となっています。これは何か違うのでしょうか。

事務局：特にそこまで細かく名称の検討はしてないので、他事例をもとに名称をつけていると思います。

宮島委員：7ページの策定体制のところでは、「まち・ひと・しごと創生推進審議会」となっていますが、これが違うものなのか、同じものかがよくわからないです。

事務局：失礼しました。総合振興計画の、先ほどの緑の冊子の資料編に条例等記載しておりますけれども、審議会の方は「まち・ひと・しごと推進審議会」で、本部の方が「まち・ひと・しごと創生推進本部」というのが正しい名称です。

宮島委員：7ページ(1)には審議会のあたま創生が入っていますけど。

事務局：訂正いたします。

小林会長：他になれば、次に移りたいとおもいます。

「(2) 町民アンケートおよびワークショップの実施について」であります。

事務局より説明をお願いします。

(2) 町民アンケートおよびワークショップの実施について

《事務局より説明》

小林会長：今の説明に対して、ご意見・ご質問がありますか。

山下委員：12月14日土曜日のまちづくりワークショップの、現在の参加状況の人数がわからば教えていただきたいと思います。

事務局：事務局波多より回答します。11月25日で申し込みを締め切りましたが、定員は15名程度のところ、合計で16名の方の申し込みがございました。15名程度ということでいたので、16名の方全員にご参加をいただきたいと考えております。中学生は中学校の方に依頼をしておりまして15名の方がご参加いただけるということでご回答いただいております。

山下委員：滑川町町民アンケート調査ですが、いつも回収率が悪いと感じます。今、回収というお話をありましたので、また12月2日以降も引き続き教えていただければと思いました。

やはり町のことですから、少しでも皆様のご意見があれば良くなっていくと思います。言葉では言いにくくても、文章だったら名前も書かないし、ご意見を書いてくれる人もいるかと思うので。また今のところでは、町内の20歳以上の人々は46.6%と書いてありますけど、私としては半分以上の人々が郵送してくれるとありがたいなと思ったのです。これ個人の意見として、また教えていただきたいと思います。

小林会長：他にございますか。

宮島委員：前回のアンケート調査では、区分けが20歳以上と20歳未満という形のアンケートでしたけど、今回年齢を変えたようですが、何か意味があるのですか。

事務局：前回は、中学生以上20歳未満で区切らせていただきましたが、中学生と高校生を含んだ年齢層になっており、やはり中学生と高校生で大きな差があるというところがまず一点ございます。中学生にもアンケートを送るとなると、中学生用の言い回しで考えたアンケート等を考えいかなければいけないところが

ある。ということで、今回は高校生を対象に、全数としました。中学生の意見はワークショップで吸い上げようということで分けています。

コンサルタント： 中学生以上20歳未満というのは、成長に応じて考え方方が変わってきます。町の愛着度といったものも、小学生だと高いが、中学生高校生になってくると低くなってしまいます。その結果、年齢層ごとに把握しようとすると、母数が少なくなってしまうので、それであればある程度ターゲットを絞って把握した方がよいのでは、という考えがございます。さらに、高校生は町外に出るタイミングでもあるので、今後の姿をどんなふうに考えるかを伺うものとしています。

宮島委員： わかりました。この町民アンケート調査は、19歳以上は2,000人の無作為抽出ですけれども、対象となる町民は何名ぐらいいるのでしょうか。

事務局： すみません、すぐには出ませんが。

宮島委員： いいです。言わんとすることは、回収率が大体半分だと1,000人ぐらいになりますが、そうすると、要は全体の町民の意見を十分に反映した結果なのか、というのが疑問に思ったのです。それをもとに、活字に変えていく、となると大丈夫なのかな、と思ったのです。

コンサルタント： 前回は、931人という回収数ですが、それでも統計学上は信頼性があるとされています。だいたい700人から1,000人ぐらい回収できれば、統計上の優位性があると決められますので、その辺についてはまた別に、次回結果をお示しする際に、ご説明できればと思います。

宮島委員： いずれは、これもパブコメにも出てくると思いますし、そこで何か言われても、と思ったのです。十分にご説明できれば大丈夫だと思います。ありがとうございました。

小林会長： 他にございますか。

一点私の方からよろしいですか。町民アンケートですが、アンケートの質問事項について、前回アンケートと比べて、今回新しく加わったものや、前回からなくなった部分など、変わったところがあるか、分かれば教えてください。

コンサルタント： 参考資料3をご覧ください。少し変わったところは、4ページ目でございます。幸福度や満足度を伺う質問です。こちらは、国のデジタル庁で実施していますウェルビーイング指標というのがあります。幸福度を測る指標です。そういうものを比較するために問16を設定しました。あとは、5ページの質問については、前回、質問が多くだったので、満足度や重要度については、少し質問を簡略化した上で示しています。あとは、問18では滑川町のアイデンティティを伺っており、こちらも新しく追加した質問です。

小林会長： 日本農業遺産についても、新しく追加したものですね。

コンサルタント： そうですね。あとは、8ページでデジタル化についての質問を加えており、滑川町としてデジタル化を進める上でどのようなところに力を入れていくべき、といった資料として伺っています。

様式(第5条関係)

事務局：補足させていただきますと、前回のアンケートは総合振興計画のためのアンケートでしたが、冒頭、吉野委員からもご指摘がありました総合戦略と総合振興計画の両方を策定するという中で、総合戦略の部分でいろいろな視点から、町民の皆さんのご意見をいただきたいのがありましたので、今までになかった視点からの設問というのを後半に追加した、という構成になっております。

小林会長：他にございますか。それでは質疑を終了いたします。
以上で、本日予定した議事については、すべて終了いたしましたが、事務局に、ご質問などありますかでしょうか。

山下委員：次回はいつごろでしょうか。

小林会長：このあと、説明があります。
それでは本日の審議は、これで終了したいと思います。
本審議会に諮問されました事項の調査審議並びに答申までの期間、大変ご足労をおかけしなければならないと思いますが、滑川町の将来を展望した計画の審議ですので、是非とも格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは事務局におかれしします。ご協力、ありがとうございました。
事務局：小林会長、スムーズな議事進行をありがとうございました。
それでは次第の「8.その他」について担当より説明申し上げます。

『事務局より説明』

事務局：ただいまの説明について、ご質問等何かございますか。それでは特にないようですので、以上で、第1回の審議会を閉会といたします。
本日は、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

以上